

海上交通低炭素化促進事業費補助金実施要領

平成２２年２月２３日 国海内第１０１号
平成２２年３月３１日改正 国海内第１１７号

この実施要領は、海上交通低炭素化促進事業補助金交付要綱（平成２２年２月２３日付国海内第１００号、以下「補助要綱」という。）に定める海上交通低炭素化促進事業費補助金の交付に当たって必要な事項を定める。

１．事業区分等

- （１）低炭素化改造等事業（予算枠：約４０億円）
- （２）低炭素型中古船舶代替事業（予算枠：約１０億円）

２．補助金の交付申請（補助要綱第５条）

（１）交付申請書（様式第１）

①導入設備等別紙（事業計画）

- ・「補助対象設備等」とは、建造中又は建造予定の船舶以外に設置等する設備等をいう。
- ・「価格」とは、補助対象設備の価格（消費税を控除した価格。ただし、消費税について一部又は全部について仕入控除を行うことができない場合は、その旨を記した理由書を提出する）をいう。
- ・「作業費等」とは、工賃、送料、設計費等の費用（消費税を控除した費用。ただし、消費税について一部又は全部について仕入控除を行うことができない場合は、その旨を記した理由書を提出する）をいう。
- ・「売却額」とは、対象設備の交換等により、既存設備を売却した際の額をいう。
- ・「補助金額」とは、合計の２分の１を限度とする（１円未満切り捨て）。
- ・「燃料消費等低減効果」とは、改造等による燃料低減率（％）又は燃料低減量（ kg ）の省エネ効果をいう（カタログ等のスペックを参照）。

なお、低減量については１年間に換算すること。

（換算方法として、原則、平成２０年度、平成２１年又は直近１年間の実績を基に算出）

②補助対象経費

- ・別紙事業計画の価格及び作業費等の合計から、売却額又は見込額を差し引いた額を記入すること。

③補助金交付申請額

- ・上記②補助対象経費の２分の１の額を記入すること（１円未満切り捨て）。

④添付書類

ア「補助対象経費に係る見積書」とは、以下のものとする。

- ・ 補助対象設備等及び作業費等の見積書の写し。
- ・ 船舶の売却額を確認できる書類。

イ「その他参考となる書類」とは、以下のものとする。

- ・事業計画の燃料消費等低減効果を確認できる書類（カタログ等）。
- ・2社以上の共有船にあっては、共有比率を証する「登録事項証明書」の写し。
（ただし、（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構との間の2社共有を除く。）
- ・「海上交通低炭素化促進事業費補助金振込口座登録書」。

海上交通低炭素化促進事業費補助金
振込口座登録書

海上交通低炭素化促進事業費補助金の申請にあたり、下記の口座を登録します。

記		
１．事業者名		
２．受取人 （口座名義）	フリガナ	
	住所	(〒)
	フリガナ	
	口座名義	
３．振込先金融機関 及び支店名	銀行 支店 信用金庫 その他 (その他：)	
４．預金種別	当座預金	普通預金
５．口座番号		

(注) 1. 上記 2. 以下の各欄は、通帳を確認のうえ、通帳の記載どおり確実に記入すること。

2. 上記 3. は、金融機関名を記入のうえ、銀行・信用金庫・その他のいずれかに○をつけること。なお、その他の場合にあっては、金融機関名(例：○○市農業協同組合)を記入すること。

3. 上記 4. は、当座預金・普通預金のいずれかに○をつけること。

(2) 交付申請書 (様式第2)

①補助対象船舶（事業計画）

- ・共有船の場合は、「船舶所有者」の欄に、全ての所有者を明記すること。
- ・「燃料消費等低減効果」とは、船舶の代替に伴う燃料消費率の低減（％）又は燃料消費量の低減（ $\frac{t}{24h}$ ）が図られているものをいう（カタログ等のスペックを参照）。なお、低減量については1年間に換算すること。

(換算方法として、原則、平成20年度、平成21年又は直近1年間の実績を基に算出)

②補助対象経費

- ・事業計画の代替船舶の売買予定価格から被代替船舶の売買予定価格を差し引いた額を記入すること。

③補助金交付申請額

- ・上記②補助対象経費の2分の1の額を記入すること（1円未満切り捨て）。

④添付書類

ア「補助対象経費に係る見積書」とは、以下のものとする。

- ・対象船舶の売買予定価格のわかる見積書の写し等。

イ「低炭素型中古船舶適合船舶であることを証する書類」とは、以下のものとする。

- ・船舶検査証書等の写し。

ウ「その他参考となる書類」とは、以下のものとする。

- ・燃料消費率においては、燃料消費等低減効果を確認できる書類（完成図書の主機関仕様書、カタログ等）。
- ・燃料消費量においては、実測値を引用した積算データ等。
- ・2社以上の共有船にあっては、共有比率を証する「登録事項証明書」の写し。
（ただし、（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構との間の2社共有を除く。）
- ・「海上交通低炭素化促進事業費補助金振込口座登録書」。

海上交通低炭素化促進事業費補助金
振込口座登録書

海上交通低炭素化促進事業費補助金の申請にあたり、下記の口座を登録します。

記		
１．事業者名		
２．受取人 （口座名義）	フリカナ	
	住所	(〒)
	フリカナ	
	口座名義	
３．振込先金融機関及び支店名	銀行 信用金庫 その他 (その他：) 支店	
４．預金種別	当座預金	普通預金
５．口座番号		

(注) 1. 上記2. 以下の各欄は、通帳を確認のうえ、通帳の記載どおり確実に記入すること。

2. 上記3. は、金融機関名を記入のうえ、銀行・信用金庫・その他のいずれかに○をつけること。なお、その他の場合にあつては、金融機関名(例：○○市農業協同組合)を記入すること。

3. 上記4. は、当座預金・普通預金のいずれかに○をつけること。

3. 申請書の進達

- ・地方運輸局長等は、申請書の内容を審査し、本省海事局内航課にすみやかに進達

すること（審査する際には要綱別表の内容に合致すること）。

- ・ 地方運輸局長等は、進達する場合、申請内容一覧表を作成し添付すること（同時にメールにて一覧表を送付すること）。

- ・ 地方運輸局長等は、補助要綱別表の補助対象設備等に該当するか判断が難しい設備に関しては、地方運輸局等海上安全環境部等船舶検査官に相談されたい。

＜一覧表サンプル＞

【低炭素化改造等事業】

事業者名	代替船舶		被代替船舶	
	船名	船舶番号	船名	船舶番号

【低炭素型中古船舶代替事業】

事業者名	船名	補助対象設備等の名称

4. 公募期間

（低炭素化改造等事業）

第1次 平成22年 2月23日から平成22年 4月30日（延長）

第2次 平成22年 5月 6日から平成22年 5月31日

第3次 平成22年 8月 2日から平成22年 8月31日

第4次 平成22年11月 1日から平成22年11月30日

（注）予算の範囲内で補助金を交付するため、申請状況に応じ、公募を行わない場合があります。

(低炭素型中古船舶代替事業)

第1次 平成22年 2月23日から平成22年 4月30日(延長)

第2次 平成22年 5月 6日から平成22年 5月31日

第3次 平成22年 8月 2日から平成22年 8月31日

(注) 予算の範囲内で補助金を交付するため、申請状況に応じ、公募を行わない場合があります。

5. 交付の決定及び通知

(1) 交付の決定(様式第3・第4)

- ・補助要綱第6条に基づき、本省海事局内航課において、審査・交付の決定を行い、地方運輸局長等あてすみやかに通知する。なお、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構との間の2社共有を除き、連名申請を行った共有者各々に対して交付決定を行い、通知するものとする。
- ・他の類似の補助金との重複は認めない。

(2) 交付決定通知書(様式第5・第6)

- ・補助要綱第6条第3項に基づき、地方運輸局長等は、大臣から通知は受けたときは、補助金の交付を申請した補助対象事業者に交付決定の内容等をすみやかに通知すること。

6. 交付申請の取下(様式第7)

- ・補助要綱第7条による。
- ・取り下げる場合は、交付決定通知の日から20日以内に提出すること。
- ・「補助対象事業」とは、低炭素化改造等事業又は低炭素型中古船舶代替事業を記入すること。
- ・地方運輸局長等は、届出書を受けた場合は、届出書を本省海事局内航課にすみやかに提出すること。

7. 事業計画変更の申請(様式第8)

- ・補助要綱第8条により、事業計画を変更しようとする場合は地方運輸局長等にすみやかに申請するものとする。
- ・「補助対象事業」とは、低炭素化改造等事業又は低炭素型中古船舶代替事業を記入すること。
- ・地方運輸局長等は、事業者から変更承認申請書を受けた場合は、内容を確認の上、本省海事局内航課にすみやかに提出すること。

8. 事業の中止又は廃止の申請（様式第9）

- ・補助要綱第9条により、事業の中止（廃止）をする場合は、地方運輸局長等にすみやかに申請するものとする。
- ・「補助対象事業」とは、低炭素化改造等事業又は低炭素型中古船舶代替事業を記入すること。
- ・その他の必要な書類とは、補助対象事業を中止（廃止）する理由を確認できる書類等。
- ・地方運輸局長等は、事業者から事業中止（廃止）承認申請書を受けた場合は、内容を確認の上、本省海事局内航課にすみやかに提出すること。

9. 事故報告（様式第10）

- ・補助要綱第10条による。
- ・「補助対象事業」とは、低炭素化改造等事業又は低炭素型中古船舶代替事業を記入すること。
- ・地方運輸局長等は、事業者から報告を受けた場合は、内容を確認の上、報告書を本省海事局内航課にすみやかに提出すること。

10. 状況の報告（様式第11）

- ・補助要綱第11条による。
- ・「補助対象事業」とは、低炭素化改造等事業又は低炭素型中古船舶代替事業を記入すること。
- ・「設備等の名称又は船名」とは、低炭素化改造等事業においては設備等の名称、低炭素型中古船舶代替事業においては、代替船舶の船名を記入すること。
- ・「実施額」について、補助要綱第5条第3項に基づき、原則税抜きの額で報告すること。
- ・「添付書類」とは、工事途中の場合は工期予定表、工事完了の場合は完了通知等。
- ・地方運輸局長等は、事業者から報告を受けた場合は、内容を確認の上、報告書を本省海事局内航課にすみやかに提出すること。

11. 実績報告（様式第12）

- ・補助要綱第12条による。
- ・地方運輸局長等は、事業者から報告を受けた場合は、内容を確認の上、報告書を本省海事局内航課にすみやかに提出すること。

(1) 「補助対象事業」とは、低炭素化改造等事業又は低炭素型中古船舶代替事業を記入すること。

(2) 補助対象事業完了実績

- ・「設備等の名称又は船名」とは、低炭素化改造等事業においては設備等の名称、低炭素型中古船舶代替事業においては代替船舶の船名を記入すること。
- ・「燃料消費等低減効果」とは、低炭素化改造等事業においては、設備設置等の工事後の低減効果を記入し、低炭素型中古船舶代替事業においては、代替船舶の引き渡し後の実績値による低減効果を記入すること。
- ・「実施額」について、補助要綱第5条第3項に基づき、原則税抜きの額で報告すること。

(3) 添付書類

ア「補助対象事業が完了したことを確認するに足る書類」とは、以下のものとする。

【低炭素化改造等事業】

- ・契約先からの補助対象設備導入工事完了が確認できる書類。

【低炭素型中古船舶代替事業】

- ・船舶登記簿謄本の写し又は売買契約書、輸出申告書又は輸出許可書、船舶受渡書の写し。

イ「燃料消費等低減効果を確認するに足る書類」とは、別紙の「低減効果計算書」をいう。

別 紙

「低減効果計算書」

設備等の名称 又は船名	油 種 (A重油、 C重油、 軽油等)	工事前燃料消費量		工事後燃料消費量		燃料消費等低減効果		備考
		(リットル／年) ①	トンキロ又 は人キロ ②	(リットル／年) ③	トンキロ又 は人キロ ④	(リットル) ①－③	(%) $\left[\frac{①/② - ③/④}{①/②} \right] \times 100$	
計								

※燃料消費量は、1年間の消費量を記入（実績値が1年に満たない場合は1年間に換算した値を記入）。

ウ「補助対象経費の支払いを証する書類」とは、契約先からの領収書等の写し。

エ「その他参考となる書類」とは、補助対象設備導入工事前と工事後の写真。

12. 補助金の額の確定様式（第13・第14）

- ・ 交付すべき補助金の額の確定については、次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。
 - 一 補助対象経費の実施額
 - 二 補助金交付決定額

13. 補助金の請求（様式第17）

- ・ 事業者は、補助金の額の確定の通知をされたときは、地方運輸局長等へ補助金支払請求書をすみやかに提出すること。
- ・ 補助要綱第14条に基づき、地方運輸局長等は、事業者から補助金支払請求書の提出があった場合、内容を確認の上、本省海事局内航課に補助金支払請求書をすみやかに送付すること。

14. 財産の管理等（様式第18）

- ・ 補助要綱第15条により、海上交通低炭素化促進事業費補助金取得財産等管理台帳の記載対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える設備等とする。

15. 財産処分の制限等（様式第19）

- ・ 補助要綱第16条による。
- ・ 地方運輸局長等は、事業者から財産処分承認申請書の提出があった場合、内容を確認の上、本省海事局内航課にすみやかに提出すること。

16. その他

- ・ 地方運輸局長等は正本を本省海事局内航課に提出すること。

附 則

- ・ この要領は平成22年2月23日から施行する。